

## 震災復興発信映像・パネル等制作業務委託基本仕様書

### 1 案件名

震災復興発信映像・パネル等制作業務委託

### 2 事業目的

平成 28 年（2016 年）熊本地震から 5 年を迎え、震災の記憶の風化が懸念される中、本市は、震災直後の被害や震災復興計画に基づく復旧・復興の進捗状況を効果的に発信することで、力強く復興している本市の姿を市内外へ幅広く PRするとともに、平成 28 年（2016 年）熊本地震の記憶を永く後世に伝えていかなければならない。

本業務は、平成 28 年熊本地震の被害だけでなく、復旧・復興に向けた本市内のこれまでの取組やこれらの取組に携わる人々の状況・課題等をまとめた広報ツール（映像、パネル、冊子）を作成し、『熊本市震災復興計画』（計画期間：平成 28 年～令和元年）の 4 年間の集大成として、計画に基づき行ってきた主な取組と、その結果として復興に向かう本市の姿をわかりやすく伝えることを目的とする。

### 3 業務概要

- (1) 震災復興発信映像の制作に係る映像撮影・収集並びに編集及び記録（英語版作成のための翻訳業務含む）
- (2) 震災復興発信パネルの企画・作成
- (3) 震災復興発信冊子の企画・作成

### 4 契約期間

契約締結の日から令和 3 年（2021 年）3 月 31 日（水）まで

### 5 履行場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 外

### 6 業務内容

下記の業務について、末尾の仕様書別紙①「震災復興発信映像・パネル等制作業務スケジュール」のとおり行うものとする。ただし、詳細なスケジュールについては、契約締結後に委託者と協議の上決めるものとする。

なお、業務の遂行にあたっては、厚生労働省が公表している『新しい生活様式』の実践例等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する十分な対策を講じること。

- (1) 映像の撮影・収集等並びに編集及び記録

#### ①構成案の作成

- ・「2 事業目的」及び仕様書別紙②「広報ツールの基本構成」に基づき、委託者と協議の上、構成案を作成すること。

- ・映像は15分程度とし、構成は、初めて平成28年熊本地震を知る人も理解しやすいよう地震概要、被害・復旧状況を前提情報として盛り込みつつ、特に本市が『熊本市震災復興計画』に基づき行ってきた主な取組と、その結果として復興に向かう本市の姿をわかりやすく伝えられるよう、映像という広報媒体の特性も踏まえて工夫すること。
- ・なお、制作した映像は、数年間にわたる長期的な活用を想定していることから、長期の活用に耐えうるような内容・構成となるよう配慮すること。

#### ②構成台本の作成及び素材の収集等

構成案に基づき、素材の収集（取材、調査、映像の収集・撮影）を行うとともに、構成台本案を作成し、内容について委託者の確認を経て、完成させる。素材の収集にあたっては、「7 広報ツールの制作に伴う素材の収集について」に留意すること。

#### ③編集

構成台本を基に、ナレーションやBGM、テロップ等を使用し、取りまとめた記録映像の編集を行う。また、英語翻訳に対応すること。

なお、ナレーションにおいては、専門的な用語等はできるだけ使用せず、広く一般の方にわかりやすい内容にすること。やむを得ず専門的な用語を使用する場合は、解説を入れる等配慮すること。また、ナレーション字幕やテロップ等において、難読漢字にはふりがなをつけること。

#### ④DVD等への記録

編集した映像を「9 成果品規格・仕様・納期等」のとおり、DVD等に記録し、納品する。

### (2) パネルの企画・制作

#### ①企画構成・デザイン・レイアウト案の作成

- ・委託者は、業務に必要な基礎資料（原稿の元となるデータ、市が所有する写真等）を受託者に提供し、受託者はこれらを元に「2 事業目的」及び仕様書別紙②「広報ツールの基本構成」を踏まえ、委託者と協議の上、企画構成・デザイン・レイアウト案を作成すること。
- ・パネルは15種類程度とし、構成は、初めて平成28年熊本地震を知る人も理解しやすいよう、地震概要、被害・復旧状況を前提情報として盛り込みつつ、特に本市が『熊本市震災復興計画』に基づき行ってきた主な取組と、その結果として復興に向かう本市の姿をわかりやすく伝えられるよう、パネルという広報媒体の特性も踏まえて工夫すること。

#### ②素材の収集等

- ・①で作成した内容に基づき、必要に応じて素材の収集（写真の収集・撮影）を行うこと。なお、素材の収集にあたっては、「7 広報ツールの制作に伴う素材の収集について」に留意すること。

#### ③印刷原稿の作成

- ・①、②を踏まえ、パネルの企画構成、デザイン、レイアウト、原稿執筆を行うこと。その際、必要に応じて図・表・イラストの作成を行うこと。
- ・原稿は委託者の確認を経て完成させることとし、校正は複数回、色校正は1回行うもの

とする。色校正については、実際の完成品の発色に近いものを全種類分準備することとし、その際、現物サイズでの印刷が確認できるものを1種類以上準備すること。

④原稿の印刷

「9 成果品規格・仕様・納期等」に基づき原稿を印刷すること。

⑤印刷物の額装

「9 成果品規格・仕様・納期等」に基づき印刷物を額装し、パネルとして完成させること。

(3) 冊子の企画・制作

①企画構成・デザイン・レイアウト案の作成

- ・委託者は、業務に必要な基礎資料（原稿の元となるデータ、市が所有する写真等）を受託者に提供し、受託者はこれらを元に「2 事業目的」及び仕様書別紙②「広報ツールの基本構成」を踏まえ、委託者と協議の上、企画構成・デザイン・レイアウト案を作成すること。
- ・冊子は12ページ程度とし、構成は、初めて平成28年熊本地震を知る人も理解しやすいよう、地震概要、被害・復旧状況を前提情報として盛り込みつつ、特に本市が『熊本市震災復興計画』に基づき行ってきた主な取組と、その結果として復興に向かう本市の姿をわかりやすく伝えられるよう、冊子という広報媒体の特性も踏まえて工夫すること。

②素材の収集等

- ・①で作成した内容に基づき、必要に応じて素材の収集（写真の収集・撮影）を行うこと。なお、素材の収集にあたっては、「7 広報ツールの制作に伴う素材の収集について」に留意すること。

③印刷原稿の作成

- ・①、②を踏まえ、冊子の企画構成、デザイン、レイアウト、原稿執筆を行うこと。その際、必要に応じて図・表・イラストの作成を行うこと。
- ・原稿は、委託者の確認を経て完成させることとし、校正は複数回、色校正は1回行うものとする。色校正については、実際の完成品の発色に近いものを全ページ分準備すること。

④原稿の印刷

「9 成果品規格・仕様・納期等」に基づき原稿を印刷すること。

(4) 「新しい生活様式」に即した成果物を活用した発信

予算の範囲内で、成果物（映像・パネル・冊子）を活用して効果的に発信する提案（施設等での展示やインターネット又は既存出版物等を活用した効果的な発信、受託者独自のチャンネルを活用した配信等）を行い、実施すること。ただし、厚生労働省が公表している、新型コロナウイルス感染症を想定した『新しい生活様式』の実践例等を踏まえた提案とすること。

なお、本市が利用するSNS等（LINE、Twitter、Facebook、youtube、PR TIMES）へ単に掲載するだけの提案は認めない（ただし、本市が利用するSNS等に掲載するにあたって、より効果的な発信ができるよう、視聴・閲覧回数が増加するようなプロモーション手法等の提案や、成果物をアレンジするなどの技術的な提案は除く）。

## 7 広報ツール制作に係る素材の収集について

素材の収集にあたっては、「2 事業目的」及び仕様書別紙②「広報ツールの基本構成」を踏まえ、本市の被災状況及び発災からこれまでの復旧・復興に向けた取組やそこに携わる市民等の活動、今後の復旧・復興に向けた取組をPRする映像・画像等を収集・撮影・取材すること。

また、受託者は、取材先に対し、本業務の趣旨を十分に説明した上で、取材、撮影及び映像収集の許可を受けるとともに、収録許可を得るものとし、必要に応じ、保護者の同意も得ること。撮影の際は、撮影した映像内において特定の地域や個人が特定されることにより、成果物を公開する際に、問題が発生することのないよう、十分注意すること。肖像権等を侵害する恐れがある場合には、事前に被写体または所有者等に許可を得るか、個人等が特定されないよう映像処理を行うこと。

加えて、厚生労働省が公表している『『新しい生活様式』の実践例』等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する十分な対策を講じた上で取材等を行うこと。

なお、下記の資料を含む、本市が所有する素材については、契約締結後、受託業者と本市による構成案に係る協議の結果を踏まえ、本業務の履行に必要な範囲において、本市から提供可能な素材を提供する。

- (1) 熊本市震災復興計画（本編、資料編、概要版及びガイドブック）
- (2) 平成28年熊本地震 熊本市震災記録誌 ～復旧・復興に向けて～  
発災からの1年間の記録
- (3) 「熊本の今～復興に向けた取組の状況～」
- (4) 震災復興発信映像「2016年熊本地震 復興 そして新しい熊本市へ  
～市民力・地域力・行政力の結集による上質な生活都市の実現に向けて～」
- (5) 震災復興発信パネル「熊本市 復興への道標 熊本地震震災復興パネル」
- (6) 震災復興発信冊子「熊本市 復興への道標」
- (7) 熊本市復興だよりHi. Go!!

## 8 制作物の用途について

本業務で制作した制作物（映像、パネル、冊子）については、以下の用途を想定している。

- (1) 本市及び本市が認めた団体等が実施する、平成28年熊本地震の広報、啓発、研修、教育を目的とする展示やイベント、行事、講演会、シンポジウム、研修会、MICE、視察対応等での上映
- (2) 本市によるウェブサイト（市ホームページ、動画配信サイト等）への掲載及び熊本地震デジタルアーカイブへの掲載

## 9 成果品規格・仕様・納期等

- (1) 映像（マスターデータ）

ア 媒体：DVD及びUSB

盤面にタイトル等を記載すること。

- イ 形式：ファイル形式は別途相談（ただし、ウェブサイトにもそのまま掲載可能な形式で収録すること。）
- ウ 部数：媒体毎各1セット（計2セット）  
※各言語版（日、英）の映像を記録したものを1セットとする。
- エ ケース：簡易的なプラケースを使用すること。
- オ 納品期限：令和3年(2021年)3月5日（金）
- (2) 映像（複製版 ※コピーガードなし）
- ア 媒体：DVD、Blu-ray
- イ 形式：ファイル形式は別途相談（ただし、コピーガードは施さない）
- ウ 部数：媒体毎各1セット（計2セット）  
※各言語版（日、英）の映像を記録したものを1セットとする。
- エ ケース：簡易的なプラケースを使用すること
- オ 納品期限：令和3年(2021年)3月5日（金）
- (3) 映像（複製版 ※コピーガードあり）
- ア 媒体：DVD  
1枚の媒体に各言語版（日、英）の映像を記録し、盤面にタイトル等を記載すること。また、メニュー画面で各言語版（日、英）の映像を選択できるようにすること。
- イ 形式：ファイル形式は別途相談（ただし、無断複製を防止するための処理がなされていること。）
- ウ 部数：計20セット  
※各言語版（日、英）の映像を記録したものを1セットとする。
- エ ケース：簡易的なプラケースを使用すること。ジャケットについても、デザイン・作成すること。
- オ 納品期限：令和3年(2021年)3月19日（金）
- (4) パネル（日本語版）
- ア 規格：A1判、オールカラー、コート紙  
※印刷したものにA1判アルミフレームで額装した上で納品すること。  
《フレームの仕様》
- ・フレーム色はシルバーとする。
  - ・表装材として透明シートが付属していること。
  - ・吊り下げ用の金具が2つ以上付属していること。
  - ・裏板はスチレンボード等水に濡れても破損しない素材が使用されていること。
- ※イベント等で繰り返し使用する想定であることから、委託者と事前に協議の上、軽量かつ丈夫で長期間の使用に耐えうるものを使用すること。
- イ 部数：15種程度×2セット
- ウ 納品期限：令和3年(2021年)3月5日（金）
- エ その他：・印刷用データ及びPDFデータ（市ホームページ掲載用）をCD-R及びUS

Bにて納品すること。

・納品場所は、熊本市役所復興総室とする。

(6) 冊子（日本語版）

ア 規格：A4判、オールカラー、両面印刷、12頁程度、コート紙90K以上（表紙にPP加工を施すこと）、中綴じ製本

イ 部数：日本語版4,000部

ウ 納品期限：令和3年(2021年)3月5日（金）

エ その他：・印刷用データ及びPDFデータ（市ホームページ掲載用）をCD-R及びUSBにて納品すること。

・納品場所は、熊本市役所復興総室とする。

(7) その他制作資料

シナリオや概要書、編集前の映像素材、収集した写真素材、作成した図表、イラスト素材、ナレーション原稿等一式（USBで納品）

※ファイル形式や必要な素材等の詳細については、別途相談。

納品期限：令和2年(2021年)3月19日（金）

10 著作権及び秘密保持に係る留意事項

(1) 本業務における成果物の著作権等に関する考え方については、契約書（案）別紙「特許権及び著作権等に関する特記事項」のとおりとする。

(2) 作成に当たり、受託者または第三者が権利を有している素材を用いる場合は、成果物の二次利用を含め、下記が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。

ア 映像について

(ア) 無償かつ無期限に、「8 制作物の用途について」に記載する用途の範囲内で、本市の判断により、自由に上映・貸出等ができること。

(イ) 本市によるウェブサイトへの掲載や熊本地震デジタルアーカイブへの掲載を可能とすること。

イ パネル・冊子について

(ア) 無償かつ無期限に、本市の判断により、自由に印刷（増刷含む）・使用・貸出・提供等ができること。

(イ) 本市によるウェブサイトへの掲載や熊本地震デジタルアーカイブへの掲載を可能とすること。

(3) 受託者は本業務にて知りえた情報等については、委託者の許可無く他の事業等に使用したり漏らしたりしてはならない。本業務の履行に当たる受託者の使用人等も同様の義務を負い、この違反について受託者はその責を免れない。

11 提出書類

(1) 業務着手時に以下の関係書類を提出し、本市の承認を得ること。

- ・着手届
- ・業務工程表
- ・その他、本市が必要と認めるもの。

(2) 業務完了時に以下の関係書類を提出し、完了検査を受けること。

- ・完了届
- ・納品書
- ・成果品
- ・その他、本市が必要と認めるもの。

## 12 その他

- (1) 業務を統括する業務責任者を置き、復興総室と随時連絡がとれる体制とすること。撮影カメラマン、映像編集者、ナレーター、デザイナー、イラストレーターなど必要な人材を確保すること。
- (2) 映像は、その内容が十分理解できかつ画質が鮮明なものを使用すること。また、DVD、Blu-ray及びUSBは、高品質かつ保存に適した高耐久のものを使用すること。
- (3) 収録・掲載する映像・写真について、委託者が変更を指示した場合、受託者は映像・写真を再撮影するなどの対策を講じること。
- (4) 作業各工程において、作成中データのPDFファイル等の確認・修正を、電子メール等を利用して行うことがある。
- (5) 制作物については、ユニバーサルデザイン、カラーバリアフリーに十分に配慮すること。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。
- (7) 本業務の遂行に際しては、審査会で選定された企画提案書を基に、内容・実施手法等について、修正・調整等を行う場合がある。
- (8) 本業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守するものとする。